

国立大学法人奈良設立に関する合意書

令和元年6月28日

国立大学法人 奈良女子大学

国立大学法人 奈良教育大学

国立大学法人奈良設立に関する合意書

国立大学法人奈良女子大学と国立大学法人奈良教育大学（以下、「両国立大学法人」という。）は、両国立大学法人の統合に関する以下について合意する。

1. 新法人設立の目的について

知識・情報基盤社会の到来を迎え、今後の我が国の大学に課せられた喫緊かつ重要な使命は、予測困難と言われる未来社会の牽引と、SDGsの達成に向けて持続可能な社会創造に貢献できる人材の育成である。両国立大学法人は、日本の国と文化の「まほろば」にある高等教育機関として、一法人複数大学制度のもと法人統合を行い、経営面における業務の一元化、効率化、合理化を図る。

そしてそれを基盤に以下のことを目指す。

- (1) 経営資源と合わせて教育及び研究資源も統合的、効率的に運用し、それぞれの強み、特色を活かし、社会の要請にも応えられる新たな教育・研究方法の開拓と人材育成に取り組む。
- (2) とりわけ喫緊の課題として①教養教育の充実・強化、②教員養成・教員研修の高度化、③工学系女性リーダーの育成と理工系に強い教育人材の養成を目的とした奈良の地に相応しい工学教育の確立、に取り組む。
- (3) さらに将来の目標として、奈良県下に存在する、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学、独立行政法人国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校、独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所等の優れた高等教育機関や研究機関との連携を深め、奈良を基盤に、従来の日本にない形での新たな高等教育の総合化を図る。

奈良は創造性に満ちている。茶の湯や能・狂言も奈良で生まれた。明治維新以降をみても、農業をはじめ様々な産業の近代化が奈良で始まっている。一方現在では、関西文化学術研究都市まで含めると、数多くの研究機関が置かれ、奈良は今もなお伝統と革新が共存する地である。このような立地環境を活かし、両国立大学法人は、21世紀に相応しい知と文化の創造拠点をつくりあげることとする。

2. 新法人設立に向けた検討体制について

- (1) 新法人設立に向け種々の検討、調整を行うために「国立大学法人奈良設立推進協議会」（以下、「設立協議会」という。）を設置する。
- (2) 設立協議会の下に実務を担当する「国立大学法人奈良設立準備室」を設置する。

3. 新法人の名称と本部について

(1) 両国立大学法人の統合により設けられる新法人の名称は「国立大学法人奈良」とする。

(2) 新法人の本部の設置場所については、今後早急に調整する。

4. 新法人の長の職責、選考、任期について

(1) 新法人の長には、人格が高潔で、学識が優れ、大学における教育研究活動に理解を有し、かつ、複数の大学からなる法人を総理するに足る指導力と経営上の手腕を有する者を選考する。

(2) 新法人の長は、法人を総理し、法人全体の戦略や予算・決算、人事管理に責任を負う。但し教員の選考に関しては各大学の自立性を尊重し、大学の長の申出に基づいて任命する。

(3) 新法人の長を選考する委員会は、新法人設立時においては現行の奈良教育大学及び奈良女子大学の学長選考会議を母体に、大学ごとに、学内委員と学外委員が同数となることを前提に組織する。委員の選考方法等については、今後調整する。

(4) 法人設立後の新法人の長を選考する委員会の委員の選考方法等については、今後調整する。

(5) 新法人の長の就任期日については、令和3年10月を目途とする。任期については、今後調整する。

5. 大学の長の職責、選考、任期について

(1) 大学の長は、所属教職員を統督し、法人全体の戦略の下で行われる各大学の教育・研究活動をはじめ、各種活動の全般に責任を負う。また法人の長を兼ねない大学の長は、大学総括理事として法人全体の運営に携わる。

(2) 大学の長の選考方法、任期については、現行の選考方法を参考に、今後調整する。

6. 新法人の主な組織体制について

(1) 新法人に法人の長及び、各大学の長（大学総括理事）を含む理事からなる役員会を設置する。理事は、新法人の長が、学内者及び学外の有識者から適格な者を選任する。学内外それぞれの理事の数、及び任期については、今後調整する。

(2) 新法人に経営協議会を設置する。経営協議会の委員は、新法人の長が役員会の議を経て選任する。適切な規模・構成については、今後調整する。

(3) 各大学には、学内における執行体制を確立するため、大学の長と副学長等からなる執行役会（仮称）を設置する。副学長等の選任は大学の長の申出に基づき、新法人の長が任命する。

(4) 各大学に教育研究に関わることを審議するため教育研究評議会を設置する。

(5) 教養教育の充実・強化や教員養成・教員研修の高度化等、両大学が共同して取り組む事業を円滑に進めるために、両大学にまたがる組織の設置が必要となる場合に

は、法人の長の下にそれを設置する。

7. 新法人の財務・予算執行について

新法人設立後、運営費交付金等にかかる国への概算要求については、法人本部が法人全体を取りまとめて行う。また法人本部及び各大学への予算配分は、法人の長が原則として法人統合前の両国立大学法人の予算額を踏まえて行う。

8. 教職員の雇用について

新法人設立の際に両国立大学法人の教職員である者は、別に辞令が発せられない限り、新法人の成立の日において、新法人の教職員となるものとする。

9. 今後に向けて

両国立大学法人は、法人の統合に向けて、誠意をもって取り組むものとする。また、本合意書の合意内容の解釈について疑義が生じた場合、あるいは意見の相違があった場合は、双方誠意をもって協議し、解決するものとする。

なお、本合意書における合意事項の全ては、関係法令の定めに従って履行するものとする。

本合意書の成立を証するため、本合意書2通を作成し、両国立大学法人の学長がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年6月28日

国立大学法人奈良女子大学

学長

今岡春樹



国立大学法人奈良教育大学

学長

加藤久雄

